自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの			五、四〇〇
	平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの			八、一〇〇
貨物用	営業用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの		二、二五〇
		平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの		二、八五〇
	自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの		三、〇〇〇
		平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの		三、七五〇
専ら雪上を走行するもの				二、六二五
小型特殊自動車	農耕作業用自動車			一、七二五
	その他のもの			四、四二五
二輪の小型自動車				四、五〇〇

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によって算定した額

算式

［｛(7,800円×α)×A｝＋｛(1,700円×β)×B｝］×0.972

ただし、(7,800円×α)及び(1,700円×β)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,800円×α)×A及び(1,700円×β)×Bに千円未満の端数があるときは、そ

自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの			五、四〇〇
	平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの			八、一〇〇
貨物用	営業用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの		二、二五〇
		平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの		二、八五〇
	自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの		三、〇〇〇
		平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの		三、七五〇
専ら雪上を走行するもの				二、六二五
小型特殊自動車	農耕作業用自動車			一、七二五
	その他のもの			四、四二五
二輪の小型自動車				四、五〇〇

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によって算定した額

算式

［｛(7,800円×α)×A｝＋｛(1,900円×β)×B｝］×0.970

ただし、(7,800円×α)及び(1,900円×β)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,800円×α)×A及び(1,900円×β)×Bに千円未満の端数があるときは、そ